部長及び参事官　　生企発第435号
殿　　令和７年６月５日
所　属　長　　５年保存（係）
本　部　長

火薬類立入検査要綱の制定について（通達乙）

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条第２項に基づく警察職員が行う立入検査については、「火薬類立入検査要綱の制定について」（令和５年３月１日生企発第140号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところ、合理的かつ効果的な立入検査を推進するため、別添のとおり「火薬類立入検査要綱」を制定したので、引き続き、火薬類の不正流出防止等の徹底を期すとともに、運用上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

別添

火薬類立入検査要綱

1　趣旨

この要綱は、火薬類の不正流出等を防止するため、火薬類取締法（以下「法」という。）第43条第２項の規定に基づく立入検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2　関係機関及び団体との協力

県警察は、火薬類取締事務の運用について平素から関係機関及び団体と緊密に協力し、これらの機関及び団体の行う行政上の措置又は活動と警察の行う立入検査が総合的に運用されるよう配意すること。

3　幹部による適正な指導取締体制の整備等

火薬類取締事務を担当する各級幹部は、常に火薬類使用犯罪の動向、火薬類不正流出防止上の問題点を正確に把握するように努めるとともに、これらの情勢に対応する指導取締体制を整備し、立入検査の合理的かつ効果的な運用を図るものとする。

4　立入検査の対象

原則として、火薬類製造所、火薬類販売所、火薬庫、火薬庫外において貯蔵する設備・建築物等（以下「庫外貯蔵場所」という。）、火薬類消費場所及び火薬類廃棄場所（以下「火薬類取扱場所」という。）とする。

5　立入検査の計画的実施

各火薬類取扱場所に対し、選挙や大規模国際行事の予定等も踏まえつつ、計画的かつ効果的に行うこと。また、新たに火薬類を取り扱うこととなった場所に対しては、優先して実施すること。

6　基礎資料の整備

県警察は、立入検査を適正かつ効果的に推進するため、次に掲げる要領により火薬類取扱場所の基礎資料を整備し、その活用を図るものとする。

(1)　様式は、別添様式第１号から第４号までによること。

(2)　都道府県知事又は指定都市の長から法第52条第２項の規定による通報を受けたときは、当該火薬類取扱場所の関係者に対して、火薬類の適正な保管管理について指導するとともに、必要な事項を聴取し、基礎資料を整理すること。

(3)　記載事項に変更を生じたときは、その都度遅滞なく追加訂正し、記載内容が実態に合致するようにすること。

7　立入検査の事前準備

立入検査に従事する警察職員は、事前に関係法令の研さんに努めるとともに、立入検査を実施しようとする火薬類取扱場所について、次に掲げる事項を予め

把握し、立入検査の円滑かつ効果的な推進を図るものとする。

(1)　所在地、名称及び火薬類に関する許可の状況

(2)　過去における火薬類取締法違反及び火薬類盗難被害の状況

(3)　火薬庫（一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫及び実包火薬庫に限る。）にあっては、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）第24条第16号の規定に基づく、盗難を防止するための措置の内容

8　立入検査の実施要領

立入検査は、次に掲げる要領により実施するものとする。

(1)　原則として、２名以上の警察職員により実施すること。ただし、関係機関との合同立入検査等、他機関と協同して行う場合等はこの限りではない。

(2)　火薬類取扱場所の責任者又はその代理者に立入検査を実施する旨を告げ、これらの者の立会いを求めて実施すること。

(3)　立入検査に従事する警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示すること。

(4)　立入検査は、火薬類取扱場所の種別に応じ、それぞれ別添様式第５号から第８号までの「立入検査実施票」の検査（指導）事項に従って実施すること。

なお、当該立入検査実施票については、火薬類取扱場所の種別に応じて、立入検査事項を追加することは差し支えない。

(5)　立入検査を通じ、当該火薬類取扱場所における火薬類保管管理の実態を正確に把握するように努めること。

9　立入検査実施後の措置

県警察は、立入検査実施後は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)　火薬類の製造、販売、貯蔵その他の取扱いに関し、公共の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、県知事に対して、法第52条第４項の措置を要請すること。

(2)　県等の関係機関に対して立入検査の結果を連絡するなど、情報の共有を図ること。

10　立入検査の報告

警察職員は、立入検査を実施したときは、別添様式第５号から第８号までの立入検査実施票により、速やかにその結果を所属長に報告するものとする。

11　立入検査実施票の保存

立入検査実施票の保存は５年とする。

12　立入検査実施上の留意事項

警察職員は、立入検査の実施について法第43条第５項によるほか、次に掲げ

る事項に留意するものとする。

(1)　粗野な言動を慎むとともに、必要に応じて関係者に立入検査の趣旨、関係法令の規定等を懇切に指導し、その理解と協力を得るように努めること。

(2)　火薬類取扱場所においては、火気の使用は厳に慎むとともに、業務上やむを得ない場合のほか、火薬類を直接取り扱わないようにすること。

(3)　発破による飛石、不発の爆薬等に十分注意し、受傷事故防止に配意すること。

(4)　火薬類取扱場所には、携帯し、又は着装することが適当でないものを持ち込まないこと。

(別添様式省略)